

釜石都市計画道路の変更(釜石市決定)

都市計画道路中 3・4・11 号只越鳥谷坂線を 3・5・11 号只越鳥谷坂線に名称を改め、3・5・11 号只越鳥谷坂線ほか 2 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・11	只越鳥谷坂線	釜石市只越町二丁目	釜石市天神町	釜石市天神町	約 340m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 3箇所	
	3・6・22	只越学校前線	釜石市只越町一丁目	釜石市大渡町二丁目	釜石市大町一丁目	約 910m	地表式	2車線	10m	幹線街路と平面交差 7箇所	
	3・6・26	河岸仲町線	釜石市浜町二丁目	釜石市浜町三丁目	釜石市浜町三丁目	約 270m	地表式	2車線	10m	幹線街路と平面交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

東日本大震災による津波の被害から早期復興を図るため、本案のように変更するものである。

都市計画変更の理由書

3・5・11号只越鳥谷坂線

釜石都市計画道路3・5・11号只越鳥谷坂線は、釜石市只越町二丁目の釜石都市計画道路3・4・6号釜石駅東前線を起点に、只越町三丁目を経由して天神町の市道天神町1号線までの延長350m、幅員12mで昭和22年に都市計画決定された幹線街路である。

本路線が位置する東部地区は、東日本大震災津波による壊滅的な被害からの早期復興のため、平成25年3月11日に、一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）を都市計画に定め、公益的施設等を配置するとともに、本路線についても、津波発生時にいち早く高台に避難を行うための避難経路と位置付け、道路幅員を12mから16.5mに変更を行った。また、道路延長を測量成果に基づき約350mから約340mに変更したところである。

今般、復興事業を進めるにあたり、一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）において施設配置の見直しが生じたことや、各公共施設等の配置が確定してきたことに伴い、平時に多くの市民が利用する公益的施設の位置を一部変更することとなった。

これらに伴い、本路線を利用する避難者が分散することが見込まれることと、周辺の土地利用状況を踏まえ、現道と同じ幅員である12mに縮小するものである。

3・6・22号只越学校前線

釜石都市計画道路3・6・22号只越学校前線は、釜石市只越町一丁目の3・4・6号釜石駅東前線を起点に、大町一丁目を経由して大渡町二丁目の3・6・23号只越鳥ヶ沢線までの延長910m、幅員10mで昭和22年に都市計画決定された幹線街路である。

本路線は、今般、道路幅員を変更する3・5・11号只越鳥谷坂線と連続する路線であることから、その変更にあわせ交差点付近の幅員を変更するものである。

3・6・26号河岸仲町線

釜石都市計画道路3・6・26号河岸仲町線は、釜石都市計画道路3・5・10号魚河岸新浜町線との交差点を起点に浜町二丁目を経由し、浜町三丁目へと繋がる延長約260m、幅員10mで昭和22年に都市計画決定された幹線街路である。

本路線が位置する浜町地区において、東日本大震災津波により被災した水産系施設用地の強化を図るため、漁港施設機能強化事業を実施するとともに、東日本大震災相当の津波が発生した際にも浸水深が2m以下となる住宅団地を整備するための津波復興拠点整備事業が実施されており、本路線は、これら2つの事業を結ぶ路線となっている。

今般、復興まちづくりにおける新たな市街地形成において、円滑な自動車の通行が確保できるよう交差点の形状を見直すこととし、一部区間の区域変更を行うとともに、測量成果に基づき道路延長を約260mから約270mに変更するものである。